

国庫負担とする。対象者は約16万、負担額は一人当たり200フランである。(2) 給付の対象となる事故の範囲を拡大し、長期疾病の枠を定められた21の症例に限定しないことにする。(3) 退職金からの拠金徴収については改正ないし廃止を検討する。(4) 拠金負担の配分方式は、金庫理事会の改選後再検討する。

このような政府の方針が発表された後、非賃金労働者疾病保険全国金庫事務局は5月初めになって、当初3月10日と定められていたにも拘らずたびたび引き延ばされていた拠金支払い期限を最終的に5月25日と定めた。この日までに現役の非賃金労働者は6カ月、退職者は4カ月半分の拠金を支払わねばならない。この支払いを済ませた者に限り、4月1日にさかのぼって給付を受けることができる。期限後に支払いをしたものについては、支払い日以降について給付が行なわれる。

現在までにすでに拠金の80%が支払われている。激しかった反対運動を考え合わせるとこの支払い率の高さは意外である。それはともかく、こうして非賃金労働者の法定疾病保険制度は、法律の成立後ほぼ3年後にようや

く実施されるに至ったといえる。

Le monde, 26 Février, 16 Avril, 10 Mai 1969

ほか

(平山 卓 国立国会図書館)

被扶助要件にかんする 最高裁の判決と展望

(アメリカ)



最近のアメリカの社会保障費の爆発的急上昇、なかんづく被扶助人口の増大にもとづく公的扶助費の急上昇が、連邦・州および地方政府の社会保障行政の財政的破綻を招いていることは周知の事実である。

そこで州によっては、被扶助人口の増大をおさえるため、被扶助資格の要件として、1年間(最低限度)の在留期間を経た者でなければならない旨を関係州法に規定したのである。この方法によって被扶助人口の増大は、実際にある程度おさえられてきたが、申請者側からみれば、これはまさしく不満の対象となる規定であった。(本誌創刊号参照)

そしてここ1~2年の間に各地において、この資格要件を不服とする申立てが裁判所にもち込まれ、当該裁判所はほとんどこれを、憲法の移転の自由、平等の保護をうける権利等の規定に違反するものであるとの判決を下しており、これに対する連邦最高裁判所の最終判決がまたれていたのであった。それがこのほど連邦最高裁判所の違憲判決が下されるに及んで、関係各州の影響は大きく、今後の社会保障行政の行方がいっそう案じられている。

<判決の影響>

さる4月21日、連邦最高裁判所は、公的扶

助の被扶助資格要件にかんし、各州の法律で1年間の在留期間を要求するものは憲法に違反するものであるとの判決を下した。この判決は、アメリカのより強大な社会保障プログラムを約束するものとみられ、被扶助者名簿にさらに10万から20万人が追加される事態を招くことが予想され、経費の面では、年間1億2,500万ドルから1億7,500万ドルの支出増が予想される。当然、連邦・州および地方政府の負担はより増大するであろう。

被扶助資格要件に1年間の在留期間をおいている40州およびコロンビア特別区の法律に影響を与えたこの判決は、連邦政府の被扶助資格の全国的な最低基準の確立を促進するものでもある。保健・教育・福祉省の Robert Finch 長官は、「この判決は連邦および州予算に相当のショックを与えるものであろう。私はこれで、連邦の被扶助資格の最低基準の確立は不可避な問題になったと思う」と語った。

当面の懸案事項は、被扶助人口の増大もさることながら、扶助額の低い州の貧困者が扶助額の高い州に今後さらにはげしく移動するかもしれない、その結果いたるところで社会保

障費のいっそうの騰貴をもたらすのではないかということである。

被扶助資格要件に1年間の在留期間をおいていないニューヨーク州は、連邦最高裁判所の判決を良好としながらも、人材資源庁長官の Mitchell I. Ginsberg は、高い扶助額を得るため多数の貧困者がニューヨーク州に移動することを予言し、それによる同州の社会保障費の途方もない騰貴を防ぐ道は、被扶助資格の全国的基準で扶助プログラムを確立することだと勧告している。

各州の扶助額は、要保護児童のいる家庭への扶助 AFDC プログラムにもとづく4人家族への扶助で、ミシシッピ州の月55ドルからニュージャージー州の月332ドルまで種々多様である。このうち貧困者の“基本的要求 basic needs”に應える扶助額は、コロンビア特別区と24州で、他の26州の扶助額は基本的要求をみたし得ないものと推計されている。

今回の連邦最高裁判所の判決によって、扶助額の低いミシシッピ州やアーカンソー州は、被扶助者が扶助額の高い他州に移動するかもしれないという事態をむしろ歓迎してい

る。もはやこれ以上の経費を増やすことは不可能であるテキサス州では、AFDC プログラムにもとづく連邦および州の扶助額は月23.85ドルだったのが18.85ドルに削減され、さらに12.50ドルに削減されようとしている。この理由は、現在テキサス州では被扶助者が月約1,000件の割で増加しており、今度の判決でさらに被扶助人口の増大が見込まれるからである。このように必要経費の調達がこれ以上無理な州では、今後の被扶助人口の増加によって、ますます貧困者の“基本的要求”をも充足させ得ない扶助額の支給、つまり非常に不完全な社会保障行政がひどくなるばかりということになる。

昨年2月に、在留期間を被扶助資格要件とした州法の規定について、連邦裁判所から無効判決をうけたイリノイ州では、判決以来、被扶助者名簿に月約300ケースが加えられている有様である。そして彼らのほとんどが州内に在留して1年未満の者であり、扶助申請者についていえば月約1,000人の割で増加している。イリノイ州公的扶助 public aid 省の局長補佐の Gershom Hurwitz は、他州に比

較して扶助額の高い同州の扶助額は、貧困者移入の原因となっており、被扶助名簿に新たに加えられるケースの40%は南部、主にミシシッピ州からの移入者であり、他の40%は隣接地域の州からの移入者であることを指摘し、今度の連邦最高裁の最終判決は、切実に被扶助資格の全国的な最低基準の確立を促すものであり、これが確立されれば、扶助めあての貧困者の移動はなくなるだろうと述べた。

イリノイ州の状態は、昨年4月に被扶助要件の在留期間の規定を連邦裁判所の判決により、無効とされたカリフォルニア州に通じるものである。同州社会福祉省局長 John C. Montgomery は、昨年4月以来、扶助ケースは月1,500から2,000件に増加し、人数でいえば約3,000人から4,000人の増加であり、これまでの年間支出に2,650万ドルをさらに追加することになったと指摘した。

ワシントン州でも連邦最高裁の判決は、同州の今後の2年間の公的扶助費を1,690万ドル追加することになり、このうちの950万ドルは州財政で負担しなければならないことになりそう。

＜財政負担面での改革案＞

連邦政府は現在、貧困者扶助に年間約221億ドルをあてており、非公式な推計によれば、州および地方政府、および民間団体から別に約210億ドルが支出されているという。これらの金額は、アメリカ国内に約2,200万人と推定される貧困者の各人につき約2,000ドルを支給するに十分な金額であり、そうすると4人家族の世帯の全扶助額は年7,000ドルを越えるはずである。そして4人家族で年収3,335ドルという現在の貧困基準よりもはるかに上回る収入になるはずである。しかし現実にはそうになっていないということは、現行扶助プログラムの全体についての再吟味の必要を促すものであろう。

学者および関係者は、現行の貧困者扶助制度はあきらかに失敗であり、新制度の確立を急ぐべきだという結論をだしており、ニクソン政権はジョンソン時代の失敗を是正する新政策を打ち出すべく要請されている。それらの要請の一つに、支出について現行の連邦と州および地方政府の協同負担制をやめて、連邦が全額負担すべきだとする要請がある。ニ

ューヨーク州のロックフェラー知事をはじめ、州知事らはこの連邦負担制を要望している。そして4月12日には各政府相互関係にかんする諮問委員会 Advisory Commission on Intergovernmental Relations も、公的扶助の必要経費については全額連邦が負担すべきだと勧告したのであった。実際、今度の連邦最高裁の決定は、多くの州に財政硬直をもたらすことが容易に予想されるのである。

ホワイト・ハウスは最近、現行制度改革にかんする2つの提案を検討している。2つの提案のうちの1つは暫定的なもので、父親の働いている家庭でありながら生活維持費が十分でない、いわば“働く貧困者 Working poor”の所得保障にかんするものである。これは家族保障計画 Family Security Plan として知られるもので、これに要する経費についてはおそらく、全部ではないが大部分が連邦政府負担ということになりそう。この案にもとづけば、収入のない4人家族の世帯への扶助額は年間1,500ドルから1,800ドルになり、家庭の収入が増すにつれ、扶助額はしだいに削減されていくという仕組みである。この案はま

ず、AFDCと置き換えられるべく検討されている。

もう一つの改革計画は、全国的な扶助額の最低基準を設けて、たとえばAFDCプログラムであれば児童1人の扶助支給額が月約40ドルになるよう支給するという案である。財政事情の乏しい州では支給額のアップ分を連邦が負担するということになりそうである。

これら2つの改革案にもとづけば、連邦の財政負担率は増大し、現在の負担分よりもさらに約20億ドルもの増加が見込まれる。そしてこの体制は、アメリカの連邦主義体制をいっそう強化する道につながるものであろう。

しかし、これらの改革案の支持者も、この案が実施された場合に起こりうる弊害を指摘している。その弊害とは、前述の貧困者の州間移動による貧困者のアンバランスな分布のため、特別な州の社会保障費が騰貴することである。それによって連邦のその州に対する負担率も大きくなり、連邦の州権介入の機会を与えはしまいかと懸念されているのである。その他の考えられうる大きな支障は、何といっても連邦負担の増大である。苦悩の色

濃い最近のアメリカ財政からみれば、このより強大な社会保障プログラムの約束は、事実上、簡単に行なえるものではない。そして今年中に現行社会保障制度の大改革をしなければならぬぎりぎりのところにきているのである。

社会保障制度改革の手はじめとして、ニクソン政権は、まず防貧プログラムの再編成と経済機会局の機構改革に着手しながらも、財政の実情に即した思い切った改革ができない

有様である。まして社会保障制度の本質的改革は、人種問題を含んで一步あやまればアメリカ国内の治安を根底からくつがえす危機を招かないともかぎらない。苦悩するニクソン政権は、効果的な改革案をめざして、あかず模索中である。

The New York Times—weekly, June 1, 1969 and *U. S. News and World Report*, May 5, 1969. ほか

(藤田 貴恵子 国立国会図書館)

義歯と眼鏡の患者負担と保険拠出の 引上げ案で、労働党紛糾す

(イギリス)



「このごろ、英国議会で流行している室内遊戯は、「クロスマンに聴こう Listening to Crossman」である。それは、ソーシャル・サービスにかんする質問の日である。」

クロスマン社会サービス相 Secretary of State for Social Services の最近の発言にみ

られる、「国民保健サービスの義歯および眼鏡レンズの患者負担引上げ発表とその理由にかんする明らかな矛盾」と「国民保険の年金引上げにともなう拠出引上げ法案提出にかんする不手際」など、下院におけるクロスマン氏の混乱ぶり Crossman Chaos in Commons